

沖縄振興関連税制（令和5年度以降）

名称		税目	期限	措置概要
特区・地域	①観光地形成促進地域 ②情報通信産業振興地域 同 特別地区 ③産業イノベーション促進地域 ④国際物流拠点産業集積地域 ⑤経済金融活性化特別地区	所得税 法人税 関税 地方3税 事業所税 ※①～④の那覇市のみ	令和6年度	【主な措置】 ・所得控除（40%） ・投資税額控除（機械15%他） ・特別償却（機械50%他） ・地方3税の課税免除 ※特区・地域によって適用できる措置は異なる。
離島	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例	所得税 法人税 地方3税	令和6年度	・特別償却（旅館業用建物等8%）
航空	沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る軽減措置	航空機燃料税	令和9年度	・航空機燃料税を本則特例の1/2に軽減 ※激変緩和の観点から、令和4年度の税率を2年間維持。その後段階的に引き上げ。 ・令和5～6年度：本則特例13,000円/kℓ、沖縄6,500円/kℓ ・令和7～8年度：本則特例15,000円/kℓ、沖縄7,500円/kℓ ・令和9年度：本則特例18,000円/kℓ、沖縄9,000円/kℓ
観光	沖縄型特定免税店制度	関税	令和5年度	・免税店（含むオンライン）で購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す商品の関税免除（上限20万円）
電力	沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置	石油石炭税	令和5年度	・沖縄における発電用の液化天然ガス及び石炭に係る石油石炭税を免除
	沖縄電力が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の特例	固定資産税	令和5年度	・沖縄電力の特定の償却資産に係る固定資産税を2/3に減免
跡地	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	所得税 法人税	令和13年度	・跡地法に基づき、沖縄県、関係市町村等に譲渡する土地の譲渡所得控除（最高5,000万円）
酒類	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置	酒税	段階的に廃止	・（泡盛）軽減率（35%）を段階的に引き下げ、10年後（R14.5.15）に廃止 ・（ビール等）軽減率（20%）を段階的に引き下げ、令和8年10月のビール類税率の統一を機に廃止
ガソリン	沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減措置	揮発油税 地方揮発油税	令和6年5月14日	・揮発油税等の税率（53.8円/ℓ）を7円/ℓ軽減（46.8円/ℓ）

特区・地域における特例措置（令和4年度～令和6年度）

特例措置		観光地形成 促進地域	情報通信産業振興地域		産業イノベーション 促進地域	国際物流拠点 産業集積地域	経済金融活性化 特別地区	
			同特別地区					
特区・地域の範囲		沖縄県全域	那覇市等 24市町村	那覇市等 5市村	沖縄県全域	那覇市等5市、 うるま・沖縄地区	名護市	
課税の特例	国税	所得控除 [40%控除]	—	—	○※1	—	○※1	
		投資税額控除 〔 機械装置 15% 建物等 8% * 限度額あり、4年繰越可 〕	○ 〔 構築物 8% 〕	○※1 〔 構築物 8% 〕	(○)※1 ※2 〔 構築物 8% 〕	○※1 〔 構築物 8% 〕	○※1	○※1
		特別償却 〔 機械装置 50% 建物等 25% * 限度額あり 〕	—	—	—	○※1 〔 機械装置等 34% 建物等 20% 構築物 20% 〕	○※1	○※1
		保稅地域特例	—	—	—	—	○	—
		エンジェル税制	—	—	—	—	—	○
	地方税	事業税、不動産取得税、 固定資産税の減免	○	○	(○)※2	○	○	○
	事業所税の軽減	○	○	(○)※2	○	○	—	
中小企業信用保険法の特例		○	○	○	○	○	○	
中小企業投資育成株式会社法の特例		○	○	○	○	○	○	
対象施設又は対象事業		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション施設（テニスコート等6施設） ・教養文化施設（劇場等5施設） ・休養施設（スパ施設等4施設） ・集会施設（結婚式場等4施設） ・販売施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信業（右記含） ・ソフトウェア業（右記含） 	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンター ・情報通信機器相互接続検証事業 ・受託開発ソフトウェア業 ・情報システム開発業 ・システムインテグレーションサービス業 ・組込みソフトウェア業 ・パッケージソフトウェア業 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・倉庫業 ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・デザイン業 ・電気業 ・自然科学研究所 ・特定のガス供給業 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業* ・倉庫業* ・特定の無店舗小売業* ・特定の機械等修理業* ・航空機整備業* ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）※所得控除は*のみ対象 ※保稅地域特例は上記以外の事業を含む全ての事業が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融関連産業（銀行業、保険業、金融商品取引業等） ・情報通信関連産業（電気通信業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等） ・観光関連産業（宿泊業、娯楽業） ・農業・水産養殖業 ・製造業等（製造業、経営コンサルティング業） 	

※1 所得控除、投資税額控除、特別償却は、選択制。

※2 別途、情報通信産業振興地域の特例措置を受けるための申請が必要。

沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置

趣旨

沖縄県産酒類の価格優位性を確保することによって、沖縄の酒類製造業の自立的経営を促進する。

措置概要及び当面の軽減税率

・沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づき、

①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について、酒税を軽減

泡盛 (現在～R6(2024).5.14まで)

<軽減率> 本則の**35%軽減**
【アルコール分30度の場合】



(参考)30度1合瓶(180mℓ)の場合: 全国54円⇔沖縄35円(19円軽減)

ビール・その他 (現在～R5(2023).9.30まで)

<軽減率> 本則の**20%軽減**
【ビールの場合】



(参考)350mℓ缶ビールの場合: 全国70円⇔沖縄56円(14円軽減)

廃止に向けた軽減率(%)の引下げ

※泡盛は、各酒造所の前年度県内移出量に応じて、グループ分け。

